

令和 4 年 度

八代市議会経済企業委員会記録

審 査 ・ 調 査 案 件

- | | |
|--------------------|----|
| 1. 9月定例会付託案件 | 1 |
| 1. 所管事務調査 | 28 |

令和 4 年 9 月 2 9 日 (木曜日)

経済企業委員会会議録

令和4年9月29日 木曜日

午前10時16分開議

午後 0時44分閉議（実時間126分）

○本日の会議に付した案件

1. 議案第64号・令和4年度八代市一般会計補正予算・第5号（関係分）
1. 議案第67号・訴えの提起について
1. 議案第61号・令和3年度八代市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
1. 議案第62号・令和3年度八代市簡易水道事業会計決算の認定について
1. 陳情第2号・八代市厚生会館のホール再開を求めることについて
1. 陳情第3号・最低賃金の大幅引上げと全国一律制実現の意見書の提出方について
1. 所管事務調査
 - ・産業・経済の振興に関する諸問題の調査
 - ・水道事業に関する諸問題の調査（八代港大築島地区の埋立て工事に伴う黒島観光漁業基地について）

○本日の会議に出席した者

| | |
|------|--------|
| 委員長 | 増田一喜君 |
| 副委員長 | 北園武広君 |
| 委員 | 成松由紀夫君 |
| 委員 | 野崎伸也君 |
| 委員 | 橋本隆一君 |
| 委員 | 堀口晃君 |
| 委員 | 百田隆君 |

※欠席委員 君

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者

君

○説明員等委員（議）員外出席者

| | |
|------------------------|--------|
| 農林水産部長 | 尾崎行雄君 |
| 農林水産部次長 | 豊田浩史君 |
| 地籍調査課長 | 田島良洋君 |
| 農林水産政策課長 | 吉永千寿君 |
| 農地整備課長 | 村井幸治君 |
| 農業振興課長 | 田島功一郎君 |
| 経済文化交流部長 | 岩崎和也君 |
| 経済文化交流部次長 | 野口博之君 |
| 商工・港湾振興課長 | 松永貴志君 |
| 理事兼文化振興課長 | 丸山尊司君 |
| 理事兼観光・クルーズ振興課長 | 豊田正樹君 |
| 観光・クルーズ振興課長補佐兼クルーズ振興係長 | 篠原秀和君 |

部局外

| | |
|------------|-------|
| 水道局長 | 吉永哲也君 |
| 水道局次長兼業務係長 | 古田和弘君 |

○記録担当書記

村上政資君

（午前10時16分 開会）

○委員長（増田一喜君） それでは、定刻となり定足数に達しましたので、ただいまから経済企業委員会を開会いたします。

本日の委員会に付します案件は、さきに配付してあります付託表のとおりであります。

なお、令和2年7月豪雨に関連する予算、事件、条例案等につきましては、特別委員会に付託となりますので、御承知おきます。

○議案第64号・令和4年度八代市一般会計補正予算・第5号（関係分）

○委員長（増田一喜君） 最初に、予算議案の審査に入ります。

まず、議案第64号・令和4年度八代市一般会計補正予算・第5号中、当委員会関係分を議題とし、説明を求めます。

それでは、歳出の第5款・農林水産業費につ

いて、農林水産部から説明願います。

○農林水産部長（尾崎行雄君） 皆様、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）農林水産部の部長の尾崎でございます。よろしくお願いいたします。（「お願いします」と呼ぶ者あり）

本日、経済企業委員会に付託されました議案のうち、予算議案の議案第64号・令和4年度八代市一般会計補正予算・第5号中、農林水産部に係る部分について、豊田農林水産部次長が説明いたします。

また、事件議案の議案第67号・訴えの提起につきましても、田島農業振興課長が説明いたしますので、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○農林水産部次長（豊田浩史君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）農林水産部次長、豊田でございます。

それでは、議案第64号・令和4年度八代市一般会計補正予算・第5号中、当委員会に付託されました農林水産部関係分について御説明申し上げます。着座にて失礼いたします。

○委員長（増田一喜君） はい、どうぞ。

○農林水産部次長（豊田浩史君） 令和4年度八代市一般会計補正予算、予算書の7ページをお開きください。

款5・農林水産業費で、補正前の額31億7178万9000円に、補正額6431万6000円を計上し、補正後の額を32億3610万5000円とするものでございます。

それでは、ページ飛びまして、12ページをお願いいたします。

歳出でございます。

下の表、款5・農林水産業費、項1・農業費、目3・農業振興費で、補正額3953万円を計上し、補正後の額を6億8801万3000円とするものでございます。

内容につきましては、説明欄の事業でござい

ます。

まず、山村振興関係事業としまして、16万4000円を計上しております。

これは、県のがまだす里モン支援事業補助金を活用し、農山漁村地域の活性化のため、住民主体の地域活動を行う団体等に対し、活動を継続できる体制づくりなどの取組に要する経費の一部を補助するものでございます。

内容としましては、二見平野地区棚田保全会を実施主体とし、二見平野地区のつなぐ棚田遺産認定に伴い、地域の特産品である米について、棚田米としてのブランド化を目指した地域統一のラベルシールの作成や、売れるものづくりと販売促進についての先進地視察研修に要する経費として、総事業費16万4000円を補助するものでございます。

なお、特定財源としまして、補助額の2分の1、8万2000円の県支出金を予定しております。

次に、農地利用効率化等支援交付金事業としまして、232万3000円を計上しております。

これは、農地利用効率化等支援交付金を活用し、地域が目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿の実現に向けて、生産の効率化に取り組む事業者に対し、融資を活用して、農業用機械・施設を導入する際の融資残の一部を補助するものでございます。

支援対象は、昭和地区1件で、ASA E株式会社のトマトハウスの内張りカーテン装置の導入に要する経費として、総事業費774万6000円のうち、補助額は232万3000円を予定しております。

なお、特定財源としまして全額、県支出金を予定しております。

次に、新規就農者育成総合対策事業としまして、3704万3000円を計上しております。

これは、次世代を担う農業者として位置づけられた認定新規就農者に対し、経営開始時の早期経営確立を支援するための資金を補助する経営開始資金と農業人材の一層の呼び込みと定着を図るため、経営発展に必要な機械等の導入費用の一部を補助する経営発展支援事業の2つがでございます。

内容としましては、経営開始資金が認定新規就農者1経営体に対して、年間150万円。夫婦の場合は225万円を最長3年間補助するもので、今回対象数6経営体のうち夫婦が2経営体で、補助額は1050万円となっております。

経営発展支援事業は、5経営体に対して、野菜移植機やトラクターなどの導入費用の一部を補助するもので、総事業費3685万9000円のうち、補助額は2654万3000円で、補助率は4分の3以内となっております。

なお、特定財源としまして全額、県支出金を予定しております。

次に、目8・農地費で、補正額1131万3000円を計上し、補正後の額を11億6353万8000円とするものでございます。

これは、市内一円土地改良整備事業補助金といたしまして、八代平野北部土地改良区、八代平野南部土地改良区、八の字土地改良区がそれぞれ実施する団体営事業に対して、八代市農業農村整備事業負担割合基準に基づき、市負担分を補助するものでございます。

事業内容としましては、八代平野北部土地改良区が行います排水機場改修及び用水路改修、八代平野南部土地改良区が行います用水機場制御盤更新及び用水路ネットフェンス更新、八の字土地改良区が行います用水路改修などとなっております。

なお、特定財源としまして、市債として1010万円を予定しております。

次に、目12・地籍調査費で、補正額134

7万3000円を計上し、補正後の額を1億4781万1000円とするものでございます。

これは、地籍調査事業費補助金の内示が、当初の予定よりも増額されたことに伴い、次年度に予定していた事業を一部前倒して実施することとし、当該経費を補正するものでございます。

内容としましては、泉町柿迫の一部におけます測量業務委託に要する経費1347万3000円でございます。

なお、特定財源としまして、県支出金1010万4000円を予定しております。

以上が、農林水産部9月補正予算でございます。御審議のほど、よろしくお願いたします。

○委員長（増田一喜君） では、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（百田 隆君） 地籍調査事業ですけど、現在の進捗状況とですね、これからどのぐらいかかるのか、年数的にも。そういうのを御説明願いたいと思います。

○地籍調査課長（田島良洋君） 皆さん、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）地籍調査課の田島でございます。

委員お尋ねの進捗につきましてですが、令和3年度末で62.64%、令和4年度末で64.48%を予定しているところでございます。

最終的な終わりというところでございますが、一応ですね、令和2年度で第7次国土調査事業十箇年計画を立てているところでございますが、市全域の計画になっておりますので、10年では完了しない。令和35年以降の終わりを見込んでいるところでございます。

以上です。（委員百田隆君「令和35年度」と呼ぶ）

はい。（委員百田隆君「はい、分かりました」と呼ぶ）

○委員長（増田一喜君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

○委員（堀口 晃君） すいません。堀口でございます。

山村振興関係事業の部分の中における二見平野地区の棚田保全のことについてちょっとお伺いしたいと思います。

この団体につきまして、大体何名ぐらいいらっしゃるのかということと、今、豊田次長から説明があったように、ラベルシールであったりとか、ブランドのですね。視察というふうなこともあって、果たしてこの16万4000円の補助ぐらいで済むのかどうかということ。総事業費が——これはですね、補正予算の概要のやつをちょっと今見させていただいているんですけども、この中に、事業費が16万4000円というふうなことがあって、補助金額が16万4000円というふうに書かれとるんですけども、ここについて、ちょっとお話を聞かせていただければと思います。

○農林水産政策課長（吉永千寿君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）農林水産政策課、吉永です。

今お尋ねの1点目が何名ぐらいの団体でしょうかということですが、一応16戸の棚田保全会の構成となっております。

2つ目、16万4000円で足りるのかと。その内容ですね。ちょっと御説明させていただきますと、先ほど言いましたシールの作成が、一応積算上では1万1000円、これは500枚を単価22円で考えているところです。

それと、それ以外は視察の経費になります。視察、一応関係者含めて20名を想定した部分で、主に交通費のみです。貸切りバス代、高速代辺りの経費になります。それが合計で15万2000円ぐらいになりますので、合わせまして16万4000円というところになります。

一応視察のほうはですね、予定としては、福岡県から大分県辺りを考えてまして、道の駅の

物産館ですね、生産者の顔が見える直売所を売りにしている道の駅、朝倉市にある道の駅原鶴、そういうところを予定。

あと、そうですね。福岡県のうきは市で、手作り商品を販売されているような事例と、大分県は日田市の豆田町ですかね。観光地にもなっている商店街辺りを予定されてます。

求める効果としてはですね、商品のパッケージやデザインなど売り方の工夫の仕方を学ぶほか、商品の見せ方、販売促進につながるノウハウあたりを団体の方が検証されて、棚田米の販売促進につなげられたいと考えられております。

以上でございます。

○委員（堀口 晃君） ありがとうございます。大体よく分かったんですが、ほぼほぼもう視察というようなことで、今お話を聞きながら思ったんですけども、販路拡大というふうなところでの、福岡県とか大分県に売り込むというふうなところではなくて、どんな売り方をしているのか。どういった形での販路の拡大をしていけばよいかという、何かそんなところの視察というようなところで受け取りました。

もう一つ、総事業費、事業費については16万4000円ではなかつたですね。

○農林水産部次長（豊田浩史君） 本件は県の事業を活用しております。これは50万円以内の定額補助ということでございます。ソフト事業でございますので、そういう仕組みになっております。

○委員（堀口 晃君） 説明欄というか、この概要の中についてですね、補助金が16万4000円で確保したって補助率が2分の1以内というようなところの部分があって、上限が25万円という。ここの2分の1という部分は関係なかつたか。

○農林水産部次長（豊田浩史君） 2分の1を県が出しまして、市町村が2分の1ということ

になります。総事業費の2分の1、2分の1ということで、市が8万2000円というところでございます。（委員堀口晃君「分かりました、はい」と呼ぶ）

○委員長（増田一喜君） ほかにありませんか。

○委員（野崎伸也君） すいません。農地利用効率化等支援交付金事業がありまして、御説明いただいたところなんですけれども、これ、私も概要のほうを見てちょっとお話しさせていただいているんですけど、こちらのほうですね。

対象者のほうが1社だけというふうなことになっているんですけれども、これはハウスの内張りカーテン装置の導入ということで今回計上されているのがありますけど、どういった募集方法というかですね、されたのかなというふうに思います。

多くの農家の方々が、これ利用されたほうがいいんじゃないかなというふうなちょっと思いがありまして、手挙げられたのがこの1社しかなかったのかなというような思いがありましたんで、募集方法とかそういったところですね。どういうふうになっているのかなというふうに思いまして。

○農林水産政策課長（吉永千寿君） 募集方法等についてお答えします。

募集は市のホームページとか、農業者関係に配信しているメールがあります。そちら辺りで周知をしたところです。

実際、1人が申請されて、ちょっといろいろポイントとかですね、基準がありまして、そこをクリアしないと、採択を受けれないという条件もありますけれども、1人が審査されて、ポイントオーケーで採択になったということでございます。

以上でございます。

○委員長（増田一喜君） よろしいですか。

○委員（野崎伸也君） 分かりました。あとも

う1件、引き続きよろしいですか。

○委員長（増田一喜君） はい。

○委員（野崎伸也君） 新規就農者育成総合対策事業ということで、今回6経営体のほうにですすね、補助出されるということなんですけれども、毎回ちょっと聞かせていただいたんですけど、これ新規就農者の推移のほうですね、どれだけ年度で、こういう補助を出しているか、何件出しているかというようなことと、これが終わった後ですよ。3年間の補助なんですけど、それが終わった後に、続けられているのかな、どうなのかなというのがちょっと心配なところがありまして、そここのところの後追的のところはちゃんとされているのかなあという話ちょっと聞かせていただければ。

○農林水産政策課長（吉永千寿君） 新規就農者について、まず推移ですが、ちょっと推移は係長のほうに、すみません、確認してからと思います。

あとは、アフターフォローですね、新規就農、最初のときは、やはり取り組まれるときにどうしても資金が必要になるところで、これは国の制度でですね、年間150万円というのが、経営開始資金のほうで言いますと、3年間交付されます。

当然、その後のフォローもですね、この国の補助事業では、きちんと5年間ですね、アフターフォローをしていく形になります。なので、国のほうも、その状況を求めてきますので、対象者に対しまして、経営計画等をつくっていただいて取り組んでいく形じゃないともらえませぬので。

ただ、農家を始めたから150万円もらえるというわけではありませぬので、そういうアフターフォローとか、悩み相談あたりは、うちの営農支援室あたりでフォローしながら、経営の努力というかですね、経営力を強化していただるようにフォローしているところでございます。

す。

はい、あとすいません。最初に言いました新規就農者の推移ですね。過去5年間の推移を申し上げます。平成29年から申し上げます。八代市としては、平成29年が24名、平成30年が38名、翌年令和元年が17名、翌年令和2年が32名、令和3年が29名、現状令和4年はですね、29名ぐらいです。平均したら30名前後で、新規就農者というのはございます。

ちょっと令和元年がですね、へこんだのは、ここの統計を取る年が、ちょうど令和元年末というのは、新型コロナウイルス感染症がはやり始めたことで、皆さん、就職したいと思っている人が、今就職するのはちょっと不安だとか、学生さんも思われている特異的な年だったので、ちょっと統計上そこがへこんでいる部分がありますけれども、基本は大体30名前後で推移しております。

以上でございます。

○委員長（増田一喜君） ほかにありませんか。

○委員（野崎伸也君） 分かりました。農業新規就農者の方の推移って、年度ごとにちょっと教えていただいて分かったんですけども、先ほど言いました、その3年間はこれを助成しますよとその後5年間はちゃんと見てますよって話だったんですけども、その3年後に、続けられている方っていうのはどうなんですとかというようなところは分かりますか。

例えば、さっき直近で言えば令和3年が29名おられましたって話なんですけど……令和3年じゃあかんですよ。3年間、3年前のがちょっと見らんばんけん。令和元年もよかですかね。

こんときは17名おらしたつですけども、その3年間の補助が終わった後、ちゃんと17名の人たちはおるのかどうかって話ですよ。

4年後におるのか、5年後におるのかっていう話なんですけど。大丈夫ですか。

○農林水産部次長（豊田浩史君） この支援金を交付されてから就農・営農される方は5年間の営農を継続という要件がございますので、5年間は間違いなく営農継続されていらっしゃる。

一部ですね、経営発展ということで、途中で、この資金の交付を辞退なさせて、別の資金を借り換えて、さらに大きく発展するという方が、過去二、三名ぐらいいらっしゃったところなんです。

ですから、5年間以内で営農を途中で断念されたという方は、令和2年にお一人、家庭の事情でですね、営農を断念された方がいらっしゃいました。ほかの方々は、ほぼほぼ継続されております。

以上でございます。

○委員（野崎伸也君） 分かりました。その5年間の要件があるんで、そこまでちゃんとやらないと、まずこの3年間のこの補助の部分はもらえないんですよという話なんすよね。はい、じゃ分かりました。5年間まではちゃんと把握はしているんだと。その先はちょっと把握できませんよって話ですよ。

○農林水産部次長（豊田浩史君） 農林水産政策課の営農支援事業で、営農支援員2名配置しております、その営農支援員は5年間に限らず、経営が不安定な方は、安定するまでフォローアップしようというところで、今、事業を取り組んでいるところがございますので、5年以降も引き続き指導している方もいらっしゃるということでございます。（委員野崎伸也君「ああ、分かりました」と呼ぶ）

○委員長（増田一喜君） よろしいですか。

○委員（北園武広君） すいません。同じ内容なんですけども、新規就農の関係で、要件等の今説明伺って、5年間ということなんですけ

ど、ほかにその要件、認定新規就農者に対してということの条件はありますけども、ほかに何かそのほかの要件とかありますか。

○農林水産政策課長（吉永千寿君） 認定新規就農者、新規就農者じゃなく認定というのがつかないといけないということになるんですが、基本、定義としましては、法律でですね、農業経営基盤強化促進法というのがありまして、そこに基づいて、適切な就農計画ですね、将来に向けた、どこで投資をして、どのような収益、所得を持っていくかあたりを作成して、市のほうで認定する審査会を持っているんですけども、メンバーは、市とか、融資を審査される県の方とか、JAの方とか、そこら辺りでその適切な就農計画かを判断する形で、そこで認定された人が、認定新規就農者という形になりますので、それなりの志と今までの新規就農に対して、どういう検証をやってこられましたかあたりが、採択の基準になります。

一応あとこれをもらえるには、年齢もですね、基本は18歳から45歳がありまして、市町村判断でですね、49歳までも可能という形になってますけど、基本は50歳以下の方が対象になるというのが、要件としてございます。

以上でございます。

○委員長（増田一喜君） ほかありませんか。

○委員（野崎伸也君） すいません。今同じとこなんですけど、同じように経営発展支援事業ということで、4分の3の何か機械に対して補助を行うという、手厚い補助なんですけど、これは先ほどあったその新規就農者の方、6経営体の方々に対してということなんですかね。

○委員長（増田一喜君） どなたが答えられますか。

○農林水産政策課長（吉永千寿君） 経営開始資金150万円の補助を受ける方と経営発展支援事業の機械補助を受ける方が同一の人もいますが、全員がイコールではないです。

○委員（野崎伸也君） 引き続きですけど、その5経営体ってお話、どういった、この方、この方というのは、お話できるんですか。どこですよとかって言えます。大丈夫ですか。

○農林水産政策課長（吉永千寿君） その5経営体、機械補助のほうのことですか。（委員野崎伸也君「はい」と呼ぶ）

一応ですね、ちょっと個人名は伏せますけれども、地区名としては、高田、郡築、昭和、東陽、千丁という5地区の経営体がそれぞれ一人一人個人でいらっしゃいます。

作物としては、ブロッコリーとか野菜の農家、ミニトマトの農家、イチゴの農家、ショウガの農家、様々で、そこに必要なトラクターとか、野菜農家で言えば、野菜移植機辺りをこの4分の3の補助を活用して導入されるという状況でございます。

よろしいでしょうか。

○委員（野崎伸也君） 分かりました。ありがとうございました。

引き続き、もう1件よかですか。聞いて。すみません。

○委員長（増田一喜君） 簡潔にお願いします。

○委員（野崎伸也君） 市内一円土地改良整備事業なんですけど、これは補助、八代市の分だけで予算計上してあるんですけど、国・県のほうの負担割合というのはどれぐらいになっとつとですか。

○農地整備課長（村井幸治君） 農地整備課、村井でございます。

負担割合としましては、国が50%、県が14%、市が13%、残りが地元ということになっております。

以上です。

○委員（野崎伸也君） 分かりました。ありがとうございました。

○委員長（増田一喜君） よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(増田一喜君) 以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いいたします。

○委員(野崎伸也君) まず、二見の棚田の関係なんですけど、先ほど堀口委員が質問されたんですけど、今回初めてされる事業というか、取り組まれるのかなというふうに思いまして、内容を聞いていたら、フードバレー推進課でもできるような事業じゃないかなというふうに、販路拡大とかですね、そういう関係だったんで、何がその違うのかが、違いがちょっとよく分からなかったんですけれども、それは置いて、初めてされるということですので、ぜひですね、事業実施後にちゃんとそれを検証していただいて、足りたのかどうかって話なんです。

私は結局それでいいのかなというふうに、少し少ないんじゃないかなというふうな思いもあったんですよ。これで足りるよという話であれば全然いいんですけど、ちゃんと検証していただいて、その後引き続きですね、ちゃんと棚田米というのがブランド化されて、売れる商品になるというようなところまでですね、ちゃんと見ていただきたいなというのがありますんで、そこんところよろしくお願ひしたいというふうに思います。

以上です。

○委員長(増田一喜君) ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(増田一喜君) はい、ないようです。

以上で、第5款・農林水産業費についてを終了します。

執行部入れ替わりのため小会いたします。

(午前10時46分 小会)

(午前10時48分 本会)

○委員長(増田一喜君) 本会に戻します。

次に、歳出の第6款・商工費について、経済文化交流部から説明願ひます。

○経済文化交流部長(岩崎和也君) 皆様、おはようございます。(「おはようございます」と呼ぶ者あり) 経済文化交流部、岩崎でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、議案第64号・令和4年度八代市一般会計補正予算・第5号の経済文化交流部所管の当委員会関係分につきまして、野口経済文化交流部次長が説明いたしますので、御審議のほど、どうぞよろしくお願ひいたします。

○経済文化交流部次長(野口博之君) おはようございます。経済文化交流部、野口でございます。着座にて御説明させていただきます。

○委員長(増田一喜君) どうぞ。

○経済文化交流部次長(野口博之君) それでは、議案第64号・令和4年度八代市一般会計補正予算書・第5号をお願いします。

経済企業委員会付託分のうち、経済文化交流部関係を御説明いたします。

3ページをお願ひいたします。

歳出の款6・商工費、項1・商工費で、補正額9630万円を増額し、補正後の額を29億8137万2000円としております。

次に、13ページを御覧願ひます。

款6・商工費、項1・商工費、目2・商工振興費で、補正額8800万円を増額し、補正後の額を22億103万3000円としております。

右側の説明欄の新型コロナウイルス感染症対策事業(情報発信支援)300万円は、新型コロナウイルス感染症の感染が継続する中、感染対策の再徹底による感染拡大の抑制を図るため、予防対策に取り組んでいる安心なまちやつしろプロジェクトと連携した情報発信に要する経費を補正するものでございます。

なお、特定財源としまして、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金150万円、県の新型コロナウイルス感染症対応総合交付金150万円を予定しております。

その下の新型コロナウイルス感染症対策事業（予防対策継続支援）8100万円は、対面での接客等を伴う事業者に対し、感染予防対策の実施に要する経費の一部を補助するものでございます。

事業内容としまして、申請期間は令和4年10月から令和5年1月まで、店舗施設等の補助率は、対象経費の4分の3、1施設で上限10万円とし、750件分の7500万円を計上しています。

また、タクシー等につきましては、同じく補助率4分の3で、1事業者の上限額を100万円、1台で上限3万円とし、200台分の600万円を計上しております。

なお、特定財源としまして、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金4050万円、県の新型コロナウイルス感染症対応総合交付金4050万円を予定しております。

また、その下の新型コロナウイルス感染症対策事業（商店街にぎわい回復環境整備支援）400万円は、新型コロナウイルス感染症の長期化により影響を受けている商店街におけるウィズコロナやアフターコロナを見据えた安心の確保に向けた取組を後押しするため、商店街機能の向上を図る環境整備に係る経費の一部を補助するものでございます。

事業内容としましては、本町二丁目商店街振興組合が実施する、アーケード照明のLED化、本町三丁目商店街振興組合が実施するアーケード照明のLED化及びスピーカーの修繕に対し、それぞれ補助率3分の2の200万円を補助するものでございます。

なお、特定財源としまして、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金200

万円、県の新型コロナウイルス感染症対応総合交付金200万円を予定しております。

次に、下段の目3・観光費で、補正額830万円を増額し、補正後の額を4億4574万6000円としております。

右側の説明欄の泉観光施設管理運営事業100万円は、森林公園の補修整備を行うことにより、当該施設等の利用促進及び地域活性化を図るものでございます。

今回、令和4年7月13日付にて、熊本県県民の未来につなぐ森づくり事業補助金の交付決定があったことに伴い、釈迦院の森の整備及び機能充実を図るため、公衆トイレの補修に要する経費を補正するものでございます。

なお、特定財源としまして全額、県支出金を予定しております。

説明については以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（増田一喜君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（堀口 晃君） 新型コロナウイルスの感染症対策事業ということで、情報発信の支援ということで、300万円が上がるとるんですけども、もう3年ぐらいになりますよね。ずっと、こう感染症でも防止というような部分でいろいろ今、防止対策もやって、これから先、この情報発信に関して、どのような情報発信が、今これからされようとしているのかというところをちょっとお聞かせいただきたいんですけど。

○商工・港湾振興課長（松永貴志君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）よろしくお願いいたします。

ただいまの質問に対しまして、新型コロナウイルス感染症第7波、8波と言われております現状の中です、予防対策はさらにしないといけないというところの周知と今後のウィズコ

ロナ、アフターコロナについてですね、それでも経済を回せるような周知の方法、新しい生活様式ですね。そういったものを含めたところの周知をしていきたいと思っております。

以上です。

○委員（堀口 晃君） 情報発信ということですから、防止に関するその情報発信、今の説明では、情報発信がどういう形で、SNSなのか、もしくはそのチラシなのか、もしくはほかに何かいろんな媒体を使った形での情報発信をして、市民の皆さんに予防対策をしてくださいというようなところをこうされるのか。

しかも、その300万円というその根拠ですよ。その辺のところの積算根拠の部分についてもちょっと詳しくお話いただければと思います。

○商工・港湾振興課長（松永貴志君） 周知方法でございますけれども、市報による周知はもちろんのことですね、タウン誌——やつしろぶれすとかナイナイとかございますけれども、そういったものを活用したり、SNSでいきますと、ユーチューブ、ティックトックとかを使いまして、若い世代でもですね、分かりやすい内容で周知をしたいと思っております。

昨年でもですね、行って来たんですけれども、いろんなイベントのときにですね、昨年で言いますと、火の国サラマンダーズが公式戦を7月23日に、熊本県の県営八代野球場で開催されましたけれども、そのイベントの中でですね、特設ブースを設けまして、感染防止の取組ですとか、そういった周知をしたところでございますので、今回もいろんなイベントがあるごとですね、そういった活動を行っていききたいと思っております。

アドバイザーですね。市内の店舗や事業所などにアドバイザーを派遣いたしまして、直接呼びかけを行うということも考えております。

安心なまちやつしろプロジェクトのホームペ

ージがございますので、その辺の改修を行いまして、もっとですね、分かりやすいように伝えていきたいと思っております。

それと、のぼり旗とかを今、配布をしているんですけど、それが古くなってきてるところもありますので、アドバイザーが行く際に、取替え等を行っていききたいというふうに考えております。

以上でございます。

すいません。積算根拠についてでございますけれども、10月から来年の3月までを予定しております、人件費が72万円、事業所の支援訪問ということで78万円、のぼり旗の製作経費といたしまして27万5000円、通信費といたしまして21万円、情報発信プロモーション経費といたしまして110万円。ここに広告掲載とか、チラシ作成とか、SNSの発信とか、安心なまちのホームページの改修とかを行いたいと思っております。

事務費が5000円というところで、約300万円という形になっております。

以上でございます。

○委員（堀口 晃君） 新型コロナウイルス感染症がいつ終息するのか、まだ誰も分からないような状況の中でですね、今日の朝からニュースでも、マスクはいつ外れるのというようなところもありまして、国の指針としても、外出する場合には、2メートル以上近づかなければマスクは外してもいいよなんていう指針が出ているんですけども、少なくともですね、八代市においても、この新型コロナウイルスの拡散防止というような部分で今、PRをしていただいて、できるだけ早くですね、マスクがとれるような、そういうことを願っております。

以上です。

○委員長（増田一喜君） ほかにありませんか。

○委員（野崎伸也君） 新型コロナウイルス感

染症対策事業の予防対策継続支援のほうですけども、これ説明あったんですけど、タクシー等に200台というようなことで積算をされているのがあったんですよ。タクシー等というふうに言われたんですけど、タクシーのほかに何が入るのかなというふうに思います。

○商工・港湾振興課長（松永貴志君） ただいまの御質問でございますけども、一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けているタクシーや一般貸切り旅客自動車運送事業の許可を受けている観光バスや介護タクシー、福祉タクシー、一般集合旅客自動車運送事業者の路線バスなどの車の中で、対面での接客を伴う車両を指しております。

以上でございます。

○委員（野崎伸也君） 分かりました。これ実数、積み上げられての200台ですか。

○商工・港湾振興課長（松永貴志君） 八代市内の実数を調べまして、それと去年の実績を踏まえたところでの積算をしております。

以上です。

○委員（野崎伸也君） これ、去年も実施されてたんですけど、例えばこのアクリル板とかが古くなったんできとかという話で取り替えますよとかというのに入るわけなんですかね。

○商工・港湾振興課長（松永貴志君） もちろん、古くなったものを取り替えるというのも対象になります。

○委員（野崎伸也君） 分かりました。ありがとうございます。

○委員長（増田一喜君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増田一喜君） ないようです。

以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いいたします。

○委員（百田 隆君） 泉町の釈迦院の森の公衆トイレ、これ100万円予算がついてますで

すね。大変いいことだと思います。やはり本市の観光資源としてはですね、泉町は、非常に大きな役割を果たしているというふうに思っております。

今1か所だけ、この公衆トイレの改修はですね。これはたしか東側にある公衆トイレと思います。釈迦院のところのね。

もう一つですね、北側に美里町から上がって3333段、あれから上がって来られる人もいっぱいおるわけですね。だけん、釈迦院の中に、新しく造るといのは大変なことだろうと思いますけれども、それに隣接するところでもですね、もう一つ1か所、新しい公衆トイレを建設をされたらどうだろうかと思います。

これから、泉町は紅葉の季節とはなりますけれども、そういうところからでもですね、皆さん、泉町を訪れる人が多くなると思います。観光資源の1つとしてですね、ぜひ頑張っていたらというふうに思いますので、よろしくお願いしときます。

○委員長（増田一喜君） ほかにありませんか。

○委員（野崎伸也君） 質疑はしなかったんですけど、商店街の関係、LEDのですね、関係あったんですけど、これが全部の町内というかですね、本町のところがされてないんですよ。一体感がちょっと私はないのかなというふうに思うんですよ。

せっかく八代市としても、やっぱ本町にですね、誘客をしたいというような目標を持ってですね、取り組まれているのがあるという中で、非常にこの一体感がないのは非常に私は残念だなというふうに思うんです。

よくよく考えるとですよ、結構な補助率3分の2っていうことであるんですけど、やはりその町内ごとに、もしかしたら組合ごとにですね、自己資金というかですね、それが用意できないところがあるんじゃないかなというふうに

思うんですよ。

できればですね、そういうところも工面していただいて、補助率の引上げというかですね、そういうところも考えなきゃいけないというのもありますし、できればその八代市として、どうかですね、やっぱ一体的にちょっとやっぱせんと、ここができとって、ここができとらんと、ここは明るかばってん、ここは暗いと。やっぱ、それちょっとやっぱいかんかなと。

これからですね、人を誘客していくというようなところになる、人が来られたときに、ちょっと思われるのも嫌かなというふうに思いますんで、そういったところをですね、ちょっと八代市として、方針的に整備していくとかですね、考えていただけないかなというふうには思いますし、あとアーケードだけじゃなくて、それに通ずるいろんな部分がありますよね。古い町並みもありますんで。そういったところの暗いところも、夜道というのもありますんで、そういったところの照明関係とかですね、あとは犯罪防止的なところでカメラの設置とかもですね、やはり本町辺りはですね、やっぱちょっと考えていかんといかんかなというふうには思いますんで、八代市の方針として整備していくというですね、観光事業の関係でやっていくというようなところをちょっと考えてほしいなというふうには思います。よろしくお願いします。

○委員長（増田一喜君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増田一喜君） ないようです。

これより採決いたします。議案第64号・令和4年度八代市一般会計補正予算・第5号中、当委員会関係分については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（増田一喜君） 挙手、「多数」と呼ぶ者あり）挙手多数と認め、本案は原案のと

おり可決されました。

執行部入れ替わりのため、小会いたします。

（午前11時05分 小会）

（午前11時06分 本会）

◎議案第67号・訴えの提起について

○委員長（増田一喜君） 本会に戻します。

次に、事件議案の審査に入ります。

議案第67号・訴えの提起についてを議題とし、説明を求めます。

○農業振興課長（田島功一郎君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）農林水産部農業振興課の田島です。どうぞよろしく願いいたします。

議案第67号・訴えの提起につきまして、着座にて説明させていただきます。

事前に配付しております資料を御覧いただきたいと思います。

本件の土地につきましては、当課で管理しております西宮町の食肉センター跡地、1万3828平方メートルの一部、538平方メートルでございまして、令和2年度に地籍調査事業が実施されました際に、抵当権が登記されたままになっていることが判明したものでございます。

抵当権設定登記は、大正8年1月24日に、当時の所有者と抵当権者との間で設定されたものでありまして、その後、大正11年に抵当権が登記されたまま、個人間の売買が行われ、所有権が移転されております。

さらに、昭和8年に宮地村が売買により所有者となり、昭和30年の宮地村と八代市の合併により、八代市が所有権を承継し、現在の所有者となっております。

本来、抵当権の登記は、宮地村に所有権が移転された時点で抹消されているべきものであることから、このたび、抵当権の抹消登記の手続を行うものでございます。

なお、手続の手法といたしましては、民事訴訟としており、訴訟費用は抵当権相続人に原因がないことから、八代市が負担することとしております。

また、訴訟の進め方につきましては、抵当権相続人が不安を感じないよう、訴訟代理人となる司法書士を通して、丁寧に説明等を行ってまいりますと考えております。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いたします。

○委員長（増田一喜君） それでは、以上の部分について、質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（野崎伸也君） 説明のほうで、令和2年度ですね、地籍調査事業でこれが分かりましたよと判明して、八代市が認識したんだって話なんですけれども、それから、令和4年の今っていう、この間に何かあったということなんですかね。

○農業振興課長（田島功一郎君） 予算措置の必要がございますので、令和2年度に、そちらの地籍調査事業で分かりまして、令和3年度の予算編成においてですね、令和4年度予算を措置したところでございます。

○委員（野崎伸也君） 分かりました。ありがとうございます。

○委員（堀口 晃君） そもそもなんですけれども、この民事訴訟を起こさなければ、ここの部分については解決はしないということ。39人いらっしゃるならば、その39人が行方不明なしということで、お話しの中で、この部分については解決できるということを私は思うんですけど、その辺はいかがだったですか。

○農業振興課長（田島功一郎君） おっしゃるように、39名皆さん、同意をいただければ、もうそれが一番いいんですけども、相続人が多数に上るということで、八代市だけじゃなくて全国に相続人、散らばっていらっしゃいます

ので、そちらの皆さんとお会いして同意をいただくとかということになると、時間もかかるし費用もかかるということがございまして、その点から、今回の訴訟という形での手法を選択したところでございます。

○委員（堀口 晃君） 分かりました。

それともう一つ、その債権額が150円というふうな、この金額なんですけれども、いつの段階の150円なのか。今の段階の150円なのか。これどうなんですかね。

○農業振興課長（田島功一郎君） この債権額の150円につきましては、大正8年当時の債権額ということになります。

○委員（堀口 晃君） もうこれもずっと大正の部分で150円ならば、令和の時代も、150円ということは、もうこれは変わらないわけですかね。

○農業振興課長（田島功一郎君） そこは物価上昇とか、そういったものは、この債権額には及ばないということでございます。

○委員長（増田一喜君） よろしいですか。

ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増田一喜君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、願いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増田一喜君） ないようです。

これより採決いたします。議案第67号・訴えの提起については、可決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（増田一喜君） 挙手全員と認め、本件は可決されました。

執行部入れ替わりのため小会いたします。

（午前11時12分 小会）

（午前11時13分 本会）

◎議案第61号・令和3年度八代市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

○委員長（増田一喜君） 本会に戻します。

次に、決算議案の審査に入ります。

それでは、議案第61号・令和3年度八代市水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてを議題とし、説明を求めます。

○水道局長（吉永哲也君） 皆様、こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）水道局の吉永でございます。着座にて説明させていただきます。

○委員長（増田一喜君） どうぞ。

○水道局長（吉永哲也君） 議案第61号・令和3年度八代市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について御説明します。

令和3年度八代市水道事業会計決算書をお願いします。

初めに、事業報告書でございますが、20ページをお願いします。

経営指標に関する事項でございますが、5つの経営指標のうち、経営の健全性を示す経常収支比率、料金回収率ともに、退職給付費の増加により、前年度から減少しておりますが、健全経営の水準とされる100%を大きく上回っており、良好な経営状況と言えます。

22ページをお願いします。

200万円以上の建設改良工事の概況と、23ページに、令和2年度からの繰越し工事の概況を掲載しております。

25ページをお願いします。

給水人口や有収率など業務量を掲載しておりますが、本日の説明は省略させていただきます。

ページを戻りまして、3ページから6ページが決算報告書でございます。

決算の内容につきましては、前年度との比較をしております別紙関係資料①で説明させていただきます。

なお、収益的収支につきましては、損益計算書に合わせまして、消費税抜きの数値で作成しております。

まず、収益的収支の収入でございますが、項1・営業収益5億264万9000円のうち、目1・給水収益は4億9880万3000円でございます。

目2・受託工事収益160万7000円は、給水工事収益及び消火栓の修繕工事収益で、目3・その他の営業収益223万9000円は、督促手数料などの手数料収入でございます。

次に、項2・営業外収益7629万8000円のうち、目1・受取利息は33万円、目2・他会計補助金2732万円は、企業職員2名分の退職給付費及び児童手当に係る一般会計補助金でございます。

目3・長期前受金戻入4479万1000円、目4・雑収益385万7000円は、主に量水器取替え評価差額でございます。

次の項3・特別利益の目2・過年度損益修正益6000円を含めました収入の合計は、5億7895万3000円となっております。

次に、収益的支出でございますが、項1・営業費用は4億7037万8000円で、内訳といたしまして、目1・原水及び浄水費7311万8000円は、水源地関係の費用でございます。

目2・配水及び給水費7542万3000円は、配水管や給水施設に係る費用で、目3・受託工事費1119万8000円は、新規給水工事の管理及び既設給配水管切替え工事等の受託に要する費用でございます。

目4・総係費1億2095万9000円は、料金徴収など一般業務関係の費用で、前年度から大幅に増加しておりますが、退職給付費の増加によるものでございます。

目5・減価償却費は1億5196万2000円、目6・資産減耗費は3771万8000円

でございます。

次に、項2・営業外費用1539万6000円は企業債に係る支払い利息でございます。

次の項3・特別損失1万8000円は、過年度分の調定減などによる過年度損益修正損でございます。

以上、支出合計は4億8579万2000円で、資料右下の欄になりますが、収益的収支は9316万1000円の当年度純利益が生じました。

次に、資本的収支の収入でございますが、項1・企業債1億9030万円は、松江城水源地配水設備改良工事に係る企業債収入で、項2・工事負担金1194万3000円は、消火栓設置に係る一般会計負担金及び下水道工事に伴う水道管移設補償金でございます。

以上、収入合計は2億224万3000円となっております。

次に、資本的支出でございますが、項1・建設改良費3億454万1000円で、内訳といたしまして、目1・原水設備改良費2億954万8000円は、主に新庁舎内に新設いたしました松江城水源地配水設備の工事費でございます。

目2・配水設備拡張費2636万7000円ですが、給水区域内に新たに配水管を拡張するもので、公共下水道工事と同時施工により、八千把、宮地地区の配水管未整備地区へ934メートルを布設しております。

目3・配水設備改良費5754万2000円は、松高、龍峯、日奈久地区の老朽管の布設替え工事1001メートルを施工しております。

目4・営業設備費1108万4000円は、水道料金システムの更新費用や量水器の購入に要した経費でございます。

なお、工事箇所につきましては、関係資料2に記載しておりますので御確認ください。

また、建設改良費のうち、原水設備改良事業

1217万7000円、配水設備拡張事業9031万円、配水設備改良事業3230万2600円を年度内に完了できず、次年度へ繰り越しております。

次に、項2・企業債償還金は7488万5000円でございます。

以上、支出合計は3億7942万6000円となり、下の欄でございますが、資本的収支の不足額1億7718万3000円については、減債積立金取崩し額などで補填しております。

決算書にお戻りください。

11ページが令和3年度八代市水道事業剰余金計算書でございます。

利益剰余金のうち、未処分利益剰余金ですが、当年度変動額として、積立金の取崩し額9643万6748円と当年度純利益9316万1521円を合わせました1億8959万8269円が当年度末残高となります。

12ページは令和3年度八代市水道事業剰余金処分計算書でございます。

これは、本議案の議決事項である利益の処分といたしまして、当年度未処分利益剰余金1億8959万8269円のうち、7602万2867円を減債積立金に、1713万8654円を建設改良積立金に積み立て、減債積立金及び建設改良積立金の取崩し額の計9643万6748円を資本金へ組み入れることを議決いただくものでございます。

今後も、水道未普及地域の解消を目指し、拡張事業も継続してまいります。安心・安全な水を継続して提供していくためにも、老朽化した施設の更新や管路の耐震対策にも積極的に取り組んでまいります。

以上、説明を終わります。御審議方よろしく申し上げます。

○委員長（増田一喜君） 以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（野崎伸也君） 御説明いただいたとこ

ろなんですけれども、当年度の給水利益のほう
が、前年度に比べたら下がってますよというよ
うなところですね。決算のところでは言われてい
るちゅうか、意見で出されているのがあるんで
すけど、この理由というのは何なんですか。

○水道局長（吉永哲也君） 一応御説明いたし
ましたが、企業職員で、令和3年度2名退職者
がおりまして、その退職給付費ということで、
その分にかかって例年度より多く支出があった
ということでございます。

○委員（野崎伸也君） 分かりました。事業的
なあれじゃなくて。（水道局長吉永哲也君「はい、
そうです」と呼ぶ）

固定費の関係ということなんですよ。分か
りました。

もう1点よろしいですか。

未収金のほうも前年度より増えていると。も
らわなきゃいけないのが、もらえてないって
いうのが増えてるっていう話なんですよ。これ
の対策はどのようにされているんですか。

○水道局次長兼業務係長（古田和弘君） よろ
しくお願いします。

未収金でございますが、料金についての未収
金というのは、現状増えていない状況で、あま
り変わっていない状況でございます。

また、料金につきましても、支払いが滞った
方々については、給水停止等の処分をしてです
ね、早急に回収のほうに努めているところで
ございます。

以上です。

○委員（野崎伸也君） 給水停止っていうの
は、件数的に結構多いんですか。毎年。毎年と
いうか、積み上げていけば人数出てくるんだろ
うと思うんですけど。

○水道局次長兼業務係長（古田和弘君） 給水
停止の件数ということでございますが、毎月大
体20件程度ぐらい実施しておりまして、皆
様、ほとんどの方が早急に支払いをされて、給

水停止のほうは解除しているところでございま
す。

以上です。

○委員（野崎伸也君） 分かりました。はい。
ありがとうございました。

○委員長（増田一喜君） ほかにありません
か。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増田一喜君） ないようです。

以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いいたします。

○委員（野崎伸也君） 毎年ですね、同じこと
を言わせていただいているんですけど、やっぱ
り途中で配管からの水漏れが発生したらやっぱ
りちょっともったいないなというふうに思うん
ですよ、やっぱ。そこのところのやっぱ管の
整備というのがですよ、力入れてほしいなっ
ていうの、毎回言っているんですけど、なかなか
予算的などところで増えてないのかなあという
ふうには思うんですよ。

そこのところを、やっぱり熊本地震とかもあ
ったし、管の布設してから年数もたっていると
いうのがありますんで、できる限りですね、予
算多くつぎ込んでいって、早めにですね、配管
からの水漏れがなくなるようにですね、解消す
るようになんて取り組んでいただければとい
うふうに思います。よろしくお願いいたしま
す。

○委員長（増田一喜君） ほかにありません
か。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増田一喜君） はい、ないよう
です。

これより採決いたします。議案第61号・令
和3年度八代市水道事業会計利益の処分及び決
算の認定については、原案のとおり可決及び認
定するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（増田一喜君） 挙手全員と認め、本件は原案のとおり可決及び認定することに決しました。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

◎議案第62号・令和3年度八代市簡易水道事業会計決算の認定について

○委員長（増田一喜君） 次に、議案第62号・令和3年度八代市簡易水道事業会計決算の認定についてを議題とし、説明を求めます。

○水道局長（吉永哲也君） 引き続きお世話になります。着座にて説明させていただきます。

○委員長（増田一喜君） どうぞ。

○水道局長（吉永哲也君） 議案第62号・令和3年度八代市簡易水道事業会計決算の認定について御説明します。

令和3年度八代市簡易水道事業会計決算書を申し上げます。

初めに事業報告書でございますが、20ページをお願いします。

経営指標に関する事項でございますが、経営指標のうち、経営の健全性を示す経常収支比率は、前年度比0.08ポイント増の100.69%で、健全経営の水準とされる100%を上回っておりますが、料金水準の妥当性を示す料金回収率については、0.63ポイント減の44.27%と低い水準でございます。

21ページをお願いします。

建設改良工事の概況を掲載しておりますが、令和2年7月豪雨に関連する災害復旧事業として、坂本町中津道地区簡易水道の取水・配水施設整備工事を実施しております。

次に、22ページからの業務量ですが、7月豪雨以降は、給水戸数、人口とも減少し続けており、それに伴い、配水量及び有収水量も減少しております。

ページを戻りまして、3ページから6ページが決算報告書でございます。

決算の内容につきましては、別紙関係資料①で説明させていただきます。

まず、収益的収支の収入でございますが、項1・営業収益5816万2000円のうち、目1・給水収益は5752万2000円でございます。

目2・受託工事収益50万6000円は、消火栓に係る修繕工事収益で、目3・その他の営業収益13万4000円は、督促手数料などの手数料収入でございます。

次に、項2・営業外収益1億4464万9000円のうち、目2・他会計補助金7314万3000円ですが、職員の人件費や企業債の利子償還金に対する一般会計繰入金でございます。

目3・長期前受金戻入7148万5000円、目4・雑収益2万1000円でございます。

次に、項3・特別利益3万1000円は、目2・過年度損益修正益でございます。

以上、収入合計は2億284万2000円となっております。

次に、収益的支出でございますが、項1・営業費用1億8817万1000円のうち、目1・原水及び浄水費3515万5000円は、水源関係の施設に要する費用で、目2・配水及び給水費500万8000円は、配水及び給水施設に関する費用でございます。

目3・総係費3770万円は、料金徴収関係の費用で、目4・減価償却費は1億1030万8000円でございます。

次に、項2・営業外費用1325万2000円は、主に企業債に係る支払い利息で、項3・特別損失9000円は、目1・過年度損益修正損でございます。

以上、支出合計2億143万2000円となり、資料右下の欄になりますが、収益的収支は141万円の純利益が生じました。

次に、資本的収支の収入でございますが、項1・企業債のうち、目2・災害復旧債200万円は、令和2年7月豪雨に係る災害復旧事業債の借入れでございます。

次に、項3・補助金6218万9000円のうち、目1・他会計補助金5805万7000円は、企業債の元金償還金及び料金システム更新に係る一般会計繰入金でございます。

目2・災害復旧費国庫補助金413万2000円は、先ほどの企業債と同様、7月豪雨に係る国庫補助金でございます。

以上、収入合計は6418万9000円でございます。

次に、資本的支出の項1・建設改良費1757万円ですが、目1・原水設備改良費28万5000円は、深井戸用水中ポンプ等の購入費でございます。

目3・営業設備費1108万6000円ですが、主に料金システムの更新費用でございます。

目4・災害復旧事業費619万9000円ですが、坂本町坂本地区及び中津道地区簡易水道の復旧工事費でございます。

なお、建設改良費のうち、災害復旧事業費4187万2000円につきましては、道路等の災害復旧関連工事の影響から、年度内に完了できず、次年度へ繰り越しております。

次の項2・企業債償還金は9323万8000円でございます。

以上、支出合計は1億1080万8000円となり、資料の右下に記載しておりますが、資本的収支の不足額4661万9000円につきましては、当年度分消費税資本的収支調整額などで補填しております。

決算書にお戻りください。

11ページをお願いします。

令和3年度八代市簡易水道事業剰余金計算書でございます。剰余金のうち、利益剰余金です

が、繰越欠損金3336万4535円に当年度の純利益141万710円を加えました3195万3825円が当年度の未処理欠損金残高となります。

12ページは令和3年度八代市簡易水道事業欠損金処理計算書でございます。

議会の議決による処分額がございませんので、当年度末残高がそのまま処分後残高となります。

13ページから16ページまでが令和3年度末の貸借対照表でございますが、説明は省略させていただきます。

簡易水道事業は、施設規模も小さく、給水人口も少ないことから、効率的な事業運営が難しいことに加え、過疎化による人口減少、さらには、豪雨災害後の給水人口の減少により、料金収入は大幅に低下しており、一般会計からの繰入金により経営を維持している状況にあります。

今後は、料金の適正化や被災施設の早期復旧を目指すとともに、隣接する簡易水道施設を統合・集約することで、将来的な更新費用や維持管理費を抑制し、欠損金の解消と経営の効率化、健全化に努めます。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくお願いたします。

○委員長（増田一喜君） 以上の部分について、質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（野崎伸也君） いろんな事情というかですね、過疎化だったり、人口減少とかという話、あと災害もあってという話で、給水人口がかなり減ってきているという中で、利用者の方の料金で経営ができてないというような状況で、一般会計からの繰入れも多くなってきてますよって話なんですけど。

値上げの話があったですね。されたというのがたしかあったと思うんですけど、その値上げをどんだんやっていくというのもで

すね、ちょっと厳しい状況にあるのかなというふうに思うんです。利用者の方から見ればですね。

例えば、八代市として、その利用料金ですよ。というのが適正な金額っていうか、それが今の料金でいいのかどうか、まだまだやっぴかなきゃ、その値上げせんといかんっていうふうに思っているのかどうかっていう、そこら辺のところちょっとお話聞きたいなと思いますけど。

○水道局長（吉永哲也君） 料金改定につきましてですが、直近の料金改定は3年前の令和元年10月に行っております。

簡易水道事業につきましては、先ほどから言ってますに、人口減少とかですね、そういうので、料金収入では不足する部分がかかなり多いということでございまして、上水道の料金とですね、比較しますと、一応8トンというのが基本料金ということで設定をしております。上水道も簡易水道も。

上水道の場合が、税込みの口径が一番小さい13ミリというところで920円、現状ですね。簡易水道の場合が1630円ということになっておりまして、単純に、その何て言いますか、料金改定で値上げをしていくっていうのもですね、なかなかこう厳しい状況にはあるのかなというふうには思っているところでございます。はい。

○委員（野崎伸也君） そういった現状があるんで、統合したりとか、そういうことをちょっとやっぴいかんという話ですよ。分かりました。

○委員長（増田一喜君） よろしいですか。

○委員（野崎伸也君） 値上げ、なかなかですね、できないというような現状はちょっと分かりますんで、分かりました。

○委員長（増田一喜君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増田一喜君） ないようです。

以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増田一喜君） ないようです。

これより採決いたします。議案第62号・令和3年度八代市簡易水道事業会計決算の認定については、認定するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（増田一喜君） 挙手全員と認め、本件は認定することに決しました。執行部は御退席ください。

（執行部 退席）

◎陳情第2号・八代市厚生会館のホール再開を求めることについて

○委員長（増田一喜君） 次に、請願・陳情の審査に入ります。審査に入ります前に、郵送等にて届いております要望書については、タブレット端末にて御確認願います。

今回、当委員会に付託となっておりますのは、継続審査の陳情2件です。

まず、陳情第2号・八代市厚生会館のホール再開を求めることについてを議題とします。

要旨は文書表のとおりです。

本陳情について、御意見等はありませんか。

○委員（堀口 晃君） 前回上がってきていた分だと思うんですけども、私、ネットで見させていただいた中において、今後、この陳情についてですね、ちょっと執行部のちょっと意見を聞きたいなというようなところがありますので、ちょっと執行部を呼んでいただけないでしょうか。

○委員長（増田一喜君） ただいま、本件に関して、執行部に説明を求めるとの意見がありました。本件について、執行部から説明を求める

ことに御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(増田一喜君) 御異議なしと認め、執行部に説明を求めることといたします。

小会いたします。

(午前11時40分 小会)

(午前11時41分 本会)

○委員長(増田一喜君) 本会に戻します。

それでは、本件に関し、執行部からの説明を求めます。

○委員(堀口 晃君) 委員長、私のほうから質問をさせていただいていいですか。

○委員長(増田一喜君) 質問。説明要らないの。説明を。

○委員(堀口 晃君) 今回のこの陳情の理由の第1点目ですよね。八代市厚生会館は八代市民俗伝統芸能伝承館の建設に伴って休館していましたが、八代市は昨年春、広く市民の意見を募ることもなく突然、老朽化などによる改修に多額の費用がかかることを主な理由として、ホールとしては再開しないという方針を発表いたしましたというふうに書いてあるんですが、私もちょっとお話を聞いた中においては、厚生会館の八代市ホール施設等あり方検討委員会という部分もあったように聞いておりますので、その辺の部分と、そして、政策会議のほうで、ホールを使用しないというふうなことに至った経緯、まず、ここがですね、一番問題であろうというふうに思いますので、その部分について執行部のほう、御意見を聞かせいただければと思います。

○委員長(増田一喜君) ちょっと堀口委員、その前に、さっきちょっとこう読み上げられたのは、この陳情書の部分を読み上げられたんですかね。

○委員(堀口 晃君) そうです。

○委員長(増田一喜君) 最後の3行辺りが、

決定されましたという発言だったけど、ここには発表したと書いてあります。

○委員(堀口 晃君) ごめんなさい。発表しました。ごめんなさい、訂正お願いいたします。

○委員長(増田一喜君) はい。

○理事兼文化振興課長(丸山尊司君) 文化振興課、丸山でございます。失礼ですが、着座にて説明させていただきます。

○委員長(増田一喜君) どうぞ。

○理事兼文化振興課長(丸山尊司君) 今、まず、御質問がございました中で、八代市ホール施設等あり方検討会からの報告という1点目でございますけれども、この八代市厚生会館問題を検討する際に、設置いたしましたあり方検討会から、昨年1月に報告書が出されております。

その中で、市内の文化ホールについてのいろいろ今後の方向性というのが、欄がございまして、その中の厚生会館の部分につきまして。

(「課長、大きい声で、聞こえません」と呼ぶ者あり) すいません。あり方検討会からはですね、一部抜粋しますけれども、今後も市民が集える場所として利活用を期待したいと。しかし、その一方で建設から58年が経過し、耐用年数も短い上、再開には多額の費用が見込まれる。さらに改修した場合でも座席数の減少や駐車場の不足、舞台設備等の使いづらさなど、様々な解消できない課題が残ることとなると。これらの多様な要素を考慮しながら、市として慎重に検討を行い、その方針を示してもらいたいというのが、厚生会館についてのあり方検討会からの報告内容でございます。

この報告内容と、あと劣化度調査を実施しました結果、それらを総合的に検討して、政策会議のほうに審議していただいた結果、ホールとしては再開しないという1つの方針が打ち出されたというところでございます。

以上でございます。

○委員（堀口 晃君） そのこのところの経緯ですよね。あり方検討委員会から1月から報告をいただいて、その後、劣化度というような部分の調査を行って、結局、費用面であったとかいろんなことの中で、ホールを使用しないというふうなところ、どこで決まったんですか。誰が決めたんだろう。発表があったってということは誰か決めたわけですよね。ホールを再開しないということは、誰かが決めたわけですよね。そこについては、どの段階で、いろんなあり方検討委員会からの意見もありました。最終的に、どこが決定を下す、どこの段階で、もう役所の中で決まったのか、それともまた、いろんな方々からの意見聴取して決めたのか、それいつ頃だったのか。ちょっと聞かせていただければと思います。

○理事兼文化振興課長（丸山尊司君） ただいまの質問、どこで決まったのかということでございますけれども、先ほども少し申し上げましたが、政策会議が昨年2月の26日に開かれております。その中で、ただいま申しました、あり方検討会の報告書とか、劣化度調査の結果あたりを含めたところで御議論いただきまして、そこで決定しているというところでございます。

以上でございます。

○委員（堀口 晃君） あり方検討委員会が開催されて、2月の26日に政策会議、ここでホールを使用しないというふうなところを決まったということが、今ありましたけれども、あまりにも何か早く、決め方がですね、あまり早かったんじゃないかなと思うんですけども、もう少しですね、検討する余地、そんなに早く、このホールを使用しないことを決めなければならなかった理由というのは何かあるんでしょうかね。——と言いますのも、厚生会館の話になると、ドコモに認定されてあったりとか、今

後の活用であったりとかっていう部分は、いろいろ考え方はできたんだろうと思うんですけども、その中で、私から言うなら、あり方検討委員会があって、その後2月の26日に政策会議で、もうホールを使わないというふうなことを決めるのはあまり拙速だったんじゃないかな。もう少し余裕を持って、じゃあ使える方向の部分についてはどうするのかという検討も私はあってもよかったのかなというふうには思っているんですけども。その辺の、もう使わない、使うで再利用する、残す、いろんな部分があるんだだけ。僕は2月の26日の決定については、あまりにも早過ぎたような気がするんですけども、その辺いかがです。

○理事兼文化振興課長（丸山尊司君） ただいまの件でございますが、この検討につきましては、あり方検討会自体はですね、おとし、令和2年の2月14日に第1回を開催しております。それから、約1年間、あり方検討会というのは開催されております。

そこで、慎重に御審議、御検討いただきました結果が、昨年1月というところで、決して拙速にですね、結論を出したということではないというふうに考えております。

以上でございます。

○委員（堀口 晃君） ではですね、そのあり方検討委員会でホールは使わない、再開しないというようなことを決定されたんですかね。あり方検討委員会の中においては。

○理事兼文化振興課長（丸山尊司君） 報告につきましては、先ほど申し上げましたとおりでございますけれども、まずは市民が集える場所として利活用を期待したいというのは、意見、報告ありますが、その後ですね、耐用年数も短い上に、再開には多額の費用が見込まれると、座席数の減少や駐車場不足、舞台設備の使いづらさ等、様々な解消できない課題があるというところで、市として慎重に検討を行い、その方

針を示してもらいたいというのが、あり方検討会からの報告書ですので、そこで、もう再開しないということを、あり方検討会から決めていただいたということではございません。

以上でございます。

○委員（堀口 晃君） ありがとうございます。あり方検討委員会の中では、ホールの再開しないということはないけども、今おっしゃられたような理由をもって、そしゃくするとそういうことじゃないかというようなことを考えられたのかなと思いますけど。

ホールを使うというふうな形での方向性というのは、政策会議の中では、話合いが持たれたんですかね。その辺はいかがですか。

○理事兼文化振興課長（丸山尊司君） 政策会議の議事録を読んだんですけども、その議事の中では、ホールを使うというような御意見等は上がってなかったというふうに認識しております。

○委員（堀口 晃君） 熊本地震の後にですね、いろんなホールの部分が、八代市以外の部分においてはあるんですけども、大小かわかわらず、つり天井の問題であったりとかいろいろございまして、それで、そのまま使っているところもですね、補修をしながら、本当お金をかけずにやってるってところも幾つもあるんですね。

ですから、そういうふうなところも踏まえた上でですね、最終的な、ホールをどうするかということを決めたほうがよかったのではないかなというふうに私は思っておるんで、この八代市厚生会館のホール再開を求める陳情についてはですね、私はもう少し議論してしかるべきかなというふうには思います。

○委員（成松由紀夫君） るるいろいろこの課題というか、視察も含めてですね、現場見たんですけども、そもそもこの再開を求める会の方々の中には、何かな。熊本ヴォルターズのアリ

一ナのほうにも署名が上がったようなこともあるんですけど。これはそもそも厚生会館にこだわる話ではなくて、市民が集えるスペースというか、ホールを求めているような意図というか、そういうのはあるんですか。

要するに、ほら厚生会館が閉まってて、何かホール、アリーナか。アリーナ問題にも名前が入っていたかのような、確認したときにですね。

だから、市民が集えるスペースがないからこの陳情が出ているのか、単純に。そこはどういう認識ですか、担当課は。

○経済文化交流部長（岩崎和也君） 経済文化交流部、岩崎でございます。恐れ入りますが、着座にて答えさせていただきます。

そのヴォルターズの署名に参加された方、それから、今回の厚生会館の再開を求める署名に参加された方の情報が、我々、この認識がありませんで、参加された方々の意図というのが、我々ちょっと把握してないという状況でありますので、その点につきましては、我々としては答えづらいかなあというふうに思っております。

○委員（成松由紀夫君） いや、だからね。市民の集えるというようなところもほら理由に入っているんで、集えるところがとにかくほしいというような意図があるのかを、ちょっと担当課が把握しているかどうかをちょっと確認したかっただけで。

実際、厚生会館の残響音とか、何かな。私はあんまり音楽にはあれなだけけども、普門館と同様のような反響音があって、厚生会館がすばらしい施設なんだというのは、分かりはするものの、やっぱ施設を視察したときに、もうあの地下の奈落にあれだけ、晴天の日に行っただけでも、もう実際あれだけ水たまりがあってとか、先ほど言われた、あり方検討会で、るる課題が呈されたわけですよ。

あれを改修するには、20億円か30億円かというような話だったんだけど、現時点で改修すると今、資材高騰等々がありますよね。そういうことも含めて考えると、あり方検討会で、るる指摘された部分を改修するにはどれぐらいの予算を見込んでいます。現時点で。あの当時の金額も含めてだけど。

○理事兼文化振興課長（丸山尊司君） 御存じのとおり、今出ている改修費というのは20億4700万円、約というところに出ております。

今おっしゃられたように、現在、資材高騰等で、かなりそういう建設関係の費用というのはかなり高騰しているというふうに認識しておりますので、これよりは高くなるのかなと思っておりますが、具体的に試算をしたところではございませんので、はっきりとした数字は、ここではちょっと分からないというところがございます。

以上でございます。

○委員（成松由紀夫君） 座席の問題もあったり、天井でつり天井のこととか、こないだも見る見てきたんだけど。と予算の問題ですよな。

実際、今、再開再開という話になって、極端な話、再開した場合ですよ。事故等々があったときは全部市に過失責任があるわけでしょう。そういうのがあるから、予算かけて改修しないと再オープンできない。

20億円よりも、今の物価、資材高騰等々含めて考えれば、かなり倍近くなるような話も聞いているんですけども、何か、もっと簡単に改修して再開できるかのような話もあるんだけど、あの状況見たら、そんな簡単な手直しじゃなくて、座席のところももう傾いてましたよね、私、見に行ったときに。

ああいうところも含めて考えると、極端な話、再開再開と言って、今ぽんと再開、簡単に

できるような問題なんですか。

指定管理でも何でも、この八代市厚生会館のホール再開を求める会の皆さんが、指定管理でも何でも受けてね、何か再開できるっていうような何か根拠はあるんですかね。

改修がまず第一でしょう、安全性を考えると。そこ、どうなの。担当課、把握は。

○理事兼文化振興課長（丸山尊司君） まずは、大前提として、必要な改修をまずするというのがございますので、この示された改修をまずするという事に併せまして、人員の部分につきましても、今現在、我々の文化振興課では文化センターを所管しているんですけども、その職員がおりますが、それまでは厚生会館の専門の職員もおりましたが、もう既に今現在休館しておりますので、その職員はいないというところですので、再開に当たっては、また、改めて、その厚生会館を運営する職員を配置しないといけないという部分がございますので、簡単に再開というのは、なかなか難しいのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○委員（成松由紀夫君） るるいろいろ総合的に勘案すると、課題点があり方検討会で指摘があったとおり。政策会議でも、そういったことを踏まえて、かなり難しいというようなことでしょう。

この陳情と別に、また、何か。違う陳情をいただいたりとかしてて、この方々の思いも、何か統一感というか、それぞれの思いがあらわれるのかなというのもある中で、じゃあ、この陳情についてどうかって考えると、私はもう審議未了かなと。

そしてまた、再確認。ホールを再開を求める会の方々の統一意見みたいなのも聞くべきかなと。これとまた別にいただいたりしたら、ちょっと内容がまた違っていたりするんでね。

今現状、なかなかもう難しいという課題点が

呈されている中で、やっぱり市民の安全・安心を考えると難しい、再開が非常に。現状を見ると、やっぱり、あの奈落の水たまりとか、座席があれだけ傾いてたりという中で、最小限の費用をかけても再開できるのかというと、最小限じゃ済まないような気もするんでね。やっぱり市民の安全・安心が第一だから、何だかんだ言っても。だから、私はもうちょっとこれについては、審議未了かなと思います。

以上です。

○委員長（増田一喜君） 私もお尋ねしたいんですけども、そのために委員長交代いたします。

○委員（増田一喜君） 一応、厚生会館というのは、基準としては、耐用年数って何年なんですか。まあ1つはね。

そして、その耐用年数があります。そして、二十数億円という多額のお金をかけて改修されますよね。そしたら、何年延びるんですかね、使用期間が。そしてその年数の中で、ちゃんとかかったお金というのは取り返せるのかなというちょっと心配があるんですよね。それだけお金かけてやる必要があるのか。それとも、皆さんのお気持ちを十分考慮して、それだけ投資してもいけるのかなという、そういう判断ちゃうのはできるんでしょうかね。

○理事兼文化振興課長（丸山尊司君） まず、耐用年数でございますけれども、この劣化度調査自体、あと20年使うためには、今現在、厚生会館60年なんですけれども、20年使うためにはというところで、劣化度調査した結果が、改修費というところになります。

耐用年数自体はですね——すいません。ちょっと今、調べてますけれども。

耐用年数につきましてはですね、原則50年というふうになっているところでございます。

以上でございます。

○経済文化交流部長（岩崎和也君） 耐用年数そのものはですね、今申し上げました50年な

んですけれども、長寿命化を図ることによって80年というふうに言われております。ですから、現在約60年経過しておりますので、使ってもあと20年というような形になると思います。

あと20年間使ったときの効果というようなことになりますけれども、そうなりますとランニングコストが、恐らく稼働していた時期におきまして、約年間に6000万円から7000万円ほどかかっていたということになりますので、その20年間を単純に掛けた場合に6000万円の場合には、やっぱり12億円程度お金がかかるということで、今回の改修費プラス12億円程度の費用がかかるということでもありますので、ただ、文化施設でございますので、採算というのはあまりこの念頭に置くべきではないというふうには考えておりますけれども、ただ、文化振興のために、今、厚生会館がこれまで使っていた我々、それから、今から生まれてくる子供たち、あるいは今、幼少期の子供たちの将来を考えたときに、どういった文化振興の在り方がベストなのか。そういったものをですね、政策会議の中で判断した上で、よりこの前の答弁のほうでもお答えさせていただきましたけれども、施設というよりソフト事業、こういったものに文化振興の費用を投じたがいんじゃないかなというような考えもありますので、ただ単に採算とか、そういうのはなかなかちょっと言えないとこありますけど、ただ、そういった際、費用の税金を投入して、どこまでやれるのか、そういったものは再考すべきじゃないかなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○委員（増田一喜君） ということは、耐用年数はもう先ほど言われました50年、しかし、そこでちょっと補修したわけですよね。そして、長寿命化のため補修して、結局最後には、

もう30年延びて、80年までちゅうことで。今もう10年経過してますから、残りが20年。そこまではいいけど、今、今度また改修をという話になってくると、少し長寿命化したのが、何か役に立ってないような気もするんですけれども。

今言われたように、やっぱり文化のほうを優先するとかという考えもあるんでしょうけども、最終的にやはり少しくお金がかかり過ぎるのかなど。やはり今度は税金を投入せないけん部分ができるから、そこら辺りはやっぱり十分考慮しないと、十分考えないといけないのかなというふうな気は、私はいたしますけれども。

今の意見として、終わります。

○副委員長（北園武広君） 今の御意見ということによろしいですか。

○委員（増田一喜君） はい。

○副委員長（北園武広君） はい、分かりました。

○委員（増田一喜君） 以上です。

○副委員長（北園武広君） それでは、委員長の座を……。

○委員（成松由紀夫君） 例のホワイエの募集、あれはすいません。ちょっとどうなってます、経緯は。経過というか。誰か手挙げたり何かあったんですか。

○理事兼文化振興課長（丸山尊司君） ホワイエにつきまして、政策会議の方針の中で、大規模な改修をしない部分についての利活用を検討するという方針がございましたので、今年の4月1日から、ホワイエ部分について募集要領を公表して、6月30日まで提案書の受付といたしました。残念ながら提案は1件もなかったというところでございます。

以上でございます。（委員成松由紀夫君「了解しました」と呼ぶ）

○副委員長（北園武広君） ほかにあります

か。

○委員（野崎伸也君） ちょっと執行部に質問じゃないんですけど、先ほどのちょっと成松委員の発言についてなんですけど、よろしいですか。委員長、このままで。

○副委員長（北園武広君） はい、どうぞ。

○委員（野崎伸也君） いいですか。先ほどヴォルターズの署名された方が、こちらのほうにも署名されてますという話あったんですけど、成松委員……。

小会していただいてよろしいですか。

○副委員長（北園武広君） じゃあ小会します。

（午後0時09分 小会）

（午後0時20分 本会）

○副委員長（北園武広君） それでは、議事を再開いたします。

委員長の職務を交代をさせていただきます。

○委員長（増田一喜君） それでは、引き続き、委員長として議事を進めたいと思います。

ほかに質疑はありませんか。

○委員（堀口 晃君） 先ほどもちょっといろいろ申しあげましたんですけども、市のほうの対応の部分等も政策会議の中でも決定をしたことがもう譲れないというようなところではなくてですね、もう少し柔軟な形で、このホールの再開についてですね、もう1回再考していただきたいという部分が1つと、もう1つ先ほどからいろいろ出ています文化的価値ですよ。

要は、熊本城であったりとか、大阪城であったりとか、もう何百年というふうな部分での継承してきているわけですよ。たった、コンクリートが耐用年数が何年だいけんが、全部壊さんばんというふうなことにはならないだろうと思う。私は、その厚生会館自体はですね、これは文化的価値が多にあるというふうに私も思ってますし、ぜひこの陳情についてはですね、今

後、いろんな形で議論する必要があるんだろうと思いますので、もう一度ですね、ここは、私は継続審査をお願いをしておきたい。

以上です。

○委員（百田 隆君） 厚生会館については、私たちも若いときから慣れ親しんできてるわけですが、再開を求める皆様方は一生懸命取り組んでおられる。また、市としてもですね、できれば続けてやりたいという気持ち、あられると思います。

それですね、もう1回堀口委員が言いましたように、再考していただいてですね、考えていただければなというふうに思っております。

それで、20億円という金が先行しているような感じがしましたっですけれども、それは1社だけの業者が見積もった金額であって、ほかの業者のですね、からも見積もることも必要じゃないかなと私は思っております。

そういうことを含んでですね、もう1回考え直して、再考していただければという思いでございますので、これを意見として申し上げておきます。

○委員（野崎伸也君） すいません、先ほどからですね、提言書というような話、新聞でも私も見ましたけれども、いただいたという、岩崎部長が受け取られたというようなことだったんですけれども、それを受けられて、内容を精査されたと思うんですけれども、感想はどうなんですか。

○経済文化交流部長（岩崎和也君） 先日いただきまして、今精査中でございまして、我々も十分精査して、この後ですね、提出された方々と意見交換の場を持ちたいというふうに思っています。

文字に書かれておりますので、我々が誤解したらいけないというようなところもございまして、十分その意図をですね、お聞きしながら、我々とのこの意見の交換の場を持ちたいと

いうふうに思っております。

以上でございます。

○委員（野崎伸也君） 分かりました。今、精査中ということと、今から意見交換をしていきたいという話、理解しました。

見られてはおると思うんです、内容をですね。今回のこの今審議している請願と提言書の内容というのは違います。

○経済文化交流部長（岩崎和也君） 今回出されました提言書につきましてはですね、趣旨、要するに、ホールの再開というような趣旨は変わりなく。ただ、もっと細かく、より提言ですので、再開した場合にこうしたらどうかとか、運営の仕方だとか、あるいは補修の仕方だとか、先ほど百田委員おっしゃいました再度調査をしたらどうかとか、費用に関してはですね。そういったいろんな細かい部分にわたっての提言がなされておりますので、趣旨としては変わりないということで認識しております。

○委員（野崎伸也君） 分かりました。先ほど言われたように、意見交換とかもやってっていうような話なんで、丁寧に進めていただきたいなど、意見です、はい。

○委員（成松由紀夫君） 今、話が出たとおり、執行部とすれば、この請願・陳情にかかわらず、丁寧に再開を求める会の皆さんとは対話は続けていくというようなことなので、これをあまり継続でどうのこうのというよりは、この陳情・請願にかかわらず、しっかりとした柔軟な対応も含めて対話を重ねていくということで、私は審議未了でお願いしたいと思えます。

○委員長（増田一喜君） それでは、今、審議未了と継続審査という両方の意見が出ておりますので、もう採決してよろしいですかね。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増田一喜君） ずっと同じような話が続いていきますので。

それでは、継続審査を求める意見と審議未了を求める意見とありますので、まず、継続審査についてお諮りをいたします。

採決は、挙手により行いますが、挙手しない者は反対とみなします。

本陳情については、継続審査とするに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(増田一喜君) 同数。

可否同数であります。よって、八代市議会委員会条例第17条第1項の規定により、委員長が本陳情を採決いたします。本陳情については、委員長は、継続審査をしないこととするに採決いたします。

次に、本陳情については、閉会中継続審査の申出をしないことが決定されました。

次に、審議未了とすることについて採決をいたしたいと思えます。

採決は挙手により行いますが、挙手しない者は反対とみなします。これ必要ないでしょう。

失礼いたしました。それでは、本陳情については、継続審査をしないことに決しました。

◎陳情第3号・最低賃金の大幅引上げと全国一律制実現の意見書の提出方について

○委員長(増田一喜君) 次に、陳情第3号・最低賃金の大幅引上げと全国一律制実現の意見書の提出方についてを議題とします。

要旨は文書表のとおりです。

本陳情について、御意見等はありませんか。

○委員(野崎伸也君) 特に内容について、私は問題ないと思えますので、私はもう採決していただいて結構かなというふうに思えます。

○委員長(増田一喜君) ほかにありませんか。

○委員(成松由紀夫君) この記のところの公契約条例を制定とかですね、労働基準監督官の増員とか、なかなかこう難しい文言等々もある

ので、ちょっと私はこれ審議未了でお願いしたいと思えます。気持ちは分かりますけど、願いの。

○委員長(増田一喜君) ほかにありませんか。ただいま審議未了の御意見がありますけど、ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(増田一喜君) ないですか。

小会いたします。

(午後0時30分 小会)

(午後0時33分 本会)

○委員長(増田一喜君) 本会に戻します。

先ほど審議未了という御意見がありました。ほかにないようですので、これより、採決いたします。

採決は挙手により行いますが、挙手しない者は反対とみなします。

陳情第3号・最低賃金の大幅引上げと全国一律制実現の意見書の提出方については、閉会中継続審査の申出をしないこと、並びに、結論を得るに至らなかったこと、すなわち、審議未了とするに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(増田一喜君) 挙手多数と認め、本件は、審議未了とすることに決しました。

以上で付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

お諮りいたします。委員会報告書及び委員長報告の作成については、委員長に御一任願いたいと思えますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(増田一喜君) 異議なしと認め、そのように決しました。

小会します。

(午後0時34分 小会)

(午後0時37分 本会)

◎所管事務調査

・産業・経済の振興に関する諸問題の調査

・水道事業に関する諸問題の調査

(八代港大築島地区の埋立て工事に伴う黒島観光漁業基地について)

○委員長(増田一喜君) 本会に戻します。

次に、当委員会の所管事務調査2件を一括議題とし、調査を進めます。

当委員会の所管事務調査は、産業・経済の振興に関する諸問題の調査、水道事業に関する諸問題の調査、以上の2件です。

まず、8月18日に開催しました経済企業委員会の所管事務調査において、堀口委員から御質問がありました八代海の赤潮被害については、私のほうから執行部へ尋ねましたところ、本市については、赤潮被害の報告は確認されていないということでした。また、八代海と有明海の有害プランクトンの数が基準値を下回ったとして、8月31日付で県内の赤潮警報が解除されたことを申し添えておきます。(委員堀口晃君「ありがとうございました」と呼ぶ)

それでは、産業経済の振興に関する諸問題の調査に関連して、1件、執行部からの発言の申出がっておりますので、これを許します。

それでは、八代港大築島地区の埋立て工事に伴う黒島観光漁業基地についてをお願いいたします。

○理事兼観光・クルーズ振興課長(豊田正樹君) 観光・クルーズ振興課の豊田でございます。よろしくお願いたします。説明のほうは着座にて説明をさせていただきます。

○委員長(増田一喜君) はい、どうぞ。

○理事兼観光・クルーズ振興課長(豊田正樹君) それでは、八代港大築島地区の埋立て工事に伴う黒島観光漁業基地について、お手元に配付しております資料にて説明をさせていただきます。

今回の事案でございますが、国の八代港大築

島地区の埋立て工事に伴い、観光漁業で利用しております黒島基地が使用できなくなるということから、その補償、今後の取組について報告するものでございます。

まず、今までの経緯についてでございますが、大築島の南側の埋立て工事を平成11年度から、熊本県が国の補助事業の採択を受けて進めておりましたが、平成25年度に休止となっております。

そこで、国が後を引き継ぐ形で、平成27年度から工事が再開をされているというところでございます。

このような中、国におきまして、平成29年度から令和元年度まで、クルーズ船受入れのための岸壁工事などを行うクルーズ拠点整備事業を重点的に進めることになり、補償協議につきましては、令和2年度以降となったところでございます。その後、協議を再開し、令和4年6月23日付で契約締結に至ったというところでございます。

次に、今後の取組でございますけれども、補償金を活用いたしまして、三ツ島基地の栈橋幅や前面のしゅんせつなどに取り組んでいきたいというふうに考えております。

最後に、今後のスケジュールでございますが、令和5年1月末頃、国からの補償金の受け取り、黒島の栈橋等は3月末までに国が撤去、三ツ島の整備につきましては、令和5年度以降に実施する予定でございます。

また、埋立て工事につきましては、今期の舟出浮きの観光漁業に影響が出ないように配慮いただくと国にお約束をいただいております。

次ページには、参考資料といたしまして、黒島、三ツ島の航空写真を添付しておるところでございます。

報告は以上でございます。

○委員長(増田一喜君) 本件について何か質

疑、御意見等はありませんか。

○委員（堀口 晃君） 令和5年1月末に補償金の受け取りというふうなところがある。補償金って国から幾らぐらい来るんですか。

○観光・クルーズ振興課長補佐兼クルーズ振興係長（篠原秀和君） 観光・クルーズ振興課、篠原です。よろしくお願ひします。着座にて説明させていただきます。

国からの補償金につきましては、黒島に設置された棧橋や休憩所の工作物に対して、国土交通省の補償基準にのっとり、それぞれの再築費用が計算され、合計額として約4500万円となっております。（委員堀口晃君「ありがとうございました」と呼ぶ）

○委員長（増田一喜君） ほかにありませんか。

○委員（野崎伸也君） すいません。この先ほど説明ありました三ツ島のほうですね、整備するというのは、舟出浮きに影響を与えないように実施していただくお願ひをという話だったんですけど、これ八代市でやるんじゃないで国がやるちゅうことですか、事業ば。

○観光・クルーズ振興課長補佐兼クルーズ振興係長（篠原秀和君） 国の事業として実施されます。

○委員（野崎伸也君） 国がされるんですね。ああ、分かりました。

市の取組ということで、こう書いてあったんですけど、棧橋とか不具合なところの、これは国に上げて、それば国にしてもらおうという話ですか、これは。どっち。

○観光・クルーズ振興課長補佐兼クルーズ振興係長（篠原秀和君） 黒島のほうのそういう工作物を撤去されてですね、今後しゅんせつ土砂とかを埋めるような場所にされるんですけども、その後、その補償金をいただいて、黒島のほうがもう使えなくなりまして、舟出浮きとしては、三ツ島のほうだけが使える基地になるの

で、そちらは、その補償金を基に。（委員野崎伸也君「市がやるんですか、そこは市がやる」と呼ぶ）市の工事として、来年度以降予算要求していきたいと思っています。

○委員（野崎伸也君） 分かりました。

ちょっと要望でお願いしたいんですけど、棧橋の関係ばかりなんですけど、あそこ、トイレはですね、どぎゃんかしてほしかつですよ。何回も、もう今までも言われとっと思ひますけれども、そこら辺とこ、よろしくお願ひいたします。これに併せてしてほしいなというふうにしてます。

○委員長（増田一喜君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増田一喜君） 以上で、八代港大築島地区の埋立て工事に伴う黒島観光漁業基地についてを終了いたします。

執行部は御退出ください。

そのほか、当委員会の所管事務調査について何かありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増田一喜君） 以上で、所管事務調査2件についての調査を終了します。

次に、閉会中の継続審査及び調査の件についてお諮りいたします。

当委員会の所管事務調査2件については、なお調査を要すると思ひますので、引き続き閉会中の継続調査の申出をいたしたいと思ひますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増田一喜君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

以上で、本日の委員会の日程は全部終了いたしました。

これをもって、経済企業委員会を散会いたします。

（午後0時44分 閉会）

八代市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

令和4年9月29日

経済企業委員会

委員長